

老人保健施設 アールそせい

介護予防通所リハビリテーション及び
通所リハビリテーション利用約款

介護老人保健施設介護予防通所リハビリテーション及び 通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設アールそせい（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者又は身元を引き受ける者（以下「保証人」という。）が、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したのち、初回利用日から効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

3 利用同意書の有効期間は最長3年間とします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画または居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーションの利用を解除、終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の介護予防サービス計画作成者または居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーション実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーションサービスの利用を解除、終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の介護予防サービス計画または居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーションサービスの提供の範囲を超えると判断された場合

- ⑤ 利用者又は保証人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設又は設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用できなくなった場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙3の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月7日までに送付し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払の方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写(実費)を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保証人その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市

町村への通知

- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者及び保証人は、当施設の提供する介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は備付けの用紙を管理者宛ての文書で1階ロビーに設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第12条 介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーションサービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用約款に定めのない事項）

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

（営業日及び営業時間）

第14条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、以下の通りとします。

- （1）毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とします。
- （2）営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とします。
- （3）12月31日から1月3日までを休日とします。

- (4) 感染拡大により京都府知事から休業指令が出た場合。
- (5) 台風、洪水等により警報が発令され、利用者の安全が確保できないと判断した場合に休業する場合がある。また、地震等災害により営業ができない場合も同様とする。

(通常営業の実施地域)

第 15 条 伏見区内の竹田・下鳥羽・住吉・板橋・南浜・横大路・羽東師・久我の社
久我・深草・藤森・南区内の上鳥羽・祥栄・久世の各学区

(利用者の保証人及び連帯保証人)

第 16 条 利用者の保証人及び連帯保証人は、次の各号の責任を負うものとします。

(1) 本契約書にかかる一切の責務履行の保証

(2) 利用者の退所、転院の手続き及び受け入れ先の確保について利用者家族及び利用者への協力

2 前項(1)の保証については、その極度額を金五百萬円とします。

付則

この約款は、平成 25 年 8 月 1 日より施行する。

平成 27 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 27 年 8 月 1 日 一部改訂

平成 27 年 10 月 1 日 一部改訂

平成 30 年 7 月 1 日 一部改訂

令和 2 年 2 月 2 日 一部改訂

令和 2 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 4 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 5 年 9 月 1 日 一部改訂

<別紙 1 >

老人保健施設アールそせいのご案内
(令和 6 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設アールそせい
- ・開設年月日 平成 4 年 3 月 9 日
- ・所在地 京都府京都市伏見区中島中道町 8 7 番地
- ・電話番号 0 7 5 - 6 0 3 - 7 5 1 1
- ・FAX 番号 0 7 5 - 6 0 3 - 7 5 1 5
- ・管理者氏名 京 畠 和 光
- ・介護保険指定番号 2 6 5 0 9 8 0 0 1 0

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護・介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く居宅での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション等のサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設アールそせいの運営方針]

当施設は、3 つの R (アール) を施設運営の理念とし、看護・介護、リハビリテーション、栄養課、介護支援専門員、支援相談員が連帯し、より質の高いケアを行うことにより、スムーズにご家庭へ復帰できるよう、心身の自立を支援する施設です。

R I C H (リッチ) 豊かでゆとりのあること。

R E C O V E R Y (リカバリー) 回復して元気になること。

R E F R E S H (リフレッシュ) さわやかな気分になること。

(3) 入所定員等

- ・介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーション定員
..... 2 0 名

(4) 職員の勤務体制

	職員数	
・管理者 (医師)	1 名以上	常勤
・看護職員又は介護職員	3 名以上	
・支援相談員	1 名以上	
・事務職員	1 名以上	
・理学療法士、作業療法士又は言語療法士	1 名以上	
・管理栄養士	1 名以上	

・調理師	必要人数	
・その他	1名以上	

＊介護職員以外は、老人保健施設職員と兼務です。

2. サービス内容

- ① 介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーション計画の立案
- ② リハビリテーション計画の立案
- ③ 食事

昼食 12時00分～13時00分

- ④ 入浴（一般浴槽のほかに入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）
- ⑧ 相談支援サービス
- ⑨ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合は、速やかに対応いたします。

・協力医療機関、協力歯科医療機関

- ・名称 医療法人社団 蘇生会 蘇生会総合病院
- ・住所 京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
- ・電話番号 075-621-3101

4. 施設利用に当たっての留意事項

・診察

サービス利用時間内は受診ができませんので予めご了承ください。

・設備・備品の利用

車椅子、歩行器等の利用をご希望の方は、職員へご相談ください。

電話の外部からのお取り次ぎは、「事務所→通所リハビリステーションのスタッフ→ご本人」となります。

・飲酒・喫煙

飲酒は、施設で提供する以外は禁止となっています。

施設内は全館禁煙ですので、タバコはご遠慮ください。

・所持品・備品等の持ち込み

持ち物には必ずお名前をご記入ください。持ち物の紛失・破損については、責任を負いかねますので予めご了承ください。

・金銭・貴重品の管理

紛失の原因となりますので、出来るだけ持ち込まないようお願いします。また、紛失された場合は、責任を負いかねますのでご了承ください。

・理美容

老人保健施設アールそせい1階に理美容室があります。介護予防通所リハビリテーション又は通所リハビリテーション実施前、もしくは、実施後に理美容をご利用いただけます。(介護予防通所リハビリテーション又は通所リハビリテーション実施時間中に理美容のご利用はできません。)

・防犯カメラの設置

施設内の安全確保・強化を目的に、防犯カメラを設置しております。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・火災・避難訓練 年2回(日中想定)

6. 禁止事項

当施設では多くの方に安心して介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーションサービスを利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、火気・ペット・刃物等の持ち込み」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には要望や苦情、生活支援などに対応する専門の担当者として、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。ご相談は1階受付窓口にて承ります。(電話 075-603-7511)

①苦情解決責任者 施設長

②相談・苦情受付担当者 支援相談員

そのほか、1階ロビーに備えつけた「ご意見箱」をご利用ください。

また、下記の機関においても相談窓口が設置されていますので、ご利用下さい。

① 市区町村の介護保険窓口

- ・伏見区役所 健康長寿推進課高齢介護保険 (075-611-2278)
- ・南区役所 健康長寿推進課高齢介護保険 (075-681-3296)
- ・深草支所 健康長寿推進課高齢介護保険 (075-642-3603)
- ・京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
(075-213-5871)

②京都府国民健康保険団体連合会(国保連)

介護保険課介護相談係 (075-354-9090)

8. 第三者評価の実施状況

- ・調査実施年月日 : 令和4年9月2日
- ・評価機関の名称 : 一般社団法人京都府介護老人保健施設協会
- ・評価結果について: 施設内に開示又は京都介護・福祉サービス第三者
評価等支援機構のホームページより閲覧できます。

9. その他

当施設のパフレットがご入用の場合は、受付にてご用意しておりますので、お申し出ください。

個人情報利用目的

(令和6年6月1日現在)

老人保健施設アールそせいでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に介護予防サービスを提供する地域包括支援センターとの連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

【当施設での取り扱いについて】

- ・当施設で発行する機関紙及び当施設のホームページ等に、氏名、生年月日及び顔写真の掲載を望まれない場合には、お申し出ください。

利用者負担額

(令和８年６月１日現在)

１．介護予防通所リハビリテーション保険給付の自己負担額（１月当たり）

- * 介護予防通所リハビリテーション費は、別紙介護予防通所リハビリテーション利用料（１１頁）をご参照ください。
- * 生活行為向上リハビリテーションを実施した場合は、開始月から６月以内に限り、５９３円（１割）又は１，１８６円（２割）又は１，７７９円（３割）が加算されます。
- * 若年性認知症利用者に対して介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、若年性認知症利用者受入費として、２５４円又は５０７円又は７６０円が加算されます。
- * 利用を開始した月から起算して１２月を超えた期間に利用された場合は、要支援１では１２７円又は２５４円又は３８０円、要支援２では２５４円又は５０７円又は７６０円が減算されます。ただし厚生労働大臣が定める基準を満たす場合においては、減算されません。
- * 退院時共同指導を行った後に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき１回に限り、６３３円又は１，２６６円又は１，８９９円が加算されます。
- * 栄養アセスメントを実施した場合は、５３円又は１０６円又は１５９円が加算されます。
- * 栄養改善サービスを提供した場合は、２１１円又は４２２円又は６３３円が加算されます。
- * 口腔・栄養スクリーニングを実施した場合は、６月につき６円又は１１円又は１６円が加算されます。また、口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行った場合は、６月につき２２円又は４３円又は６４円が加算されます。
- * 口腔機能向上サービスを提供した場合は、１５９円又は３１７円又は４７５円が加算されます。また、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合は、１６９円又は３３８円又は５０７円が加算されます。
- * 一体的サービスを提供した場合は、５０７円又は１，０１３円又は１，５２０円が加算されます。
- * 利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出した場合は、科学的介護推進体制費として、４３円又は８５円又は１２７円が加算されます。
- * サービス提供体制強化費として、要支援１では９３円又は１８６円又は２７９円、要支援２では１８６円又は３７２円又は５５７円が加算されます。
- * 介護職員処遇改善費として、保険給付の自己負担額の１１．１％が加算されます。

２．通所リハビリテーション保険給付の自己負担額（１日当たり）

- * 通所リハビリテーション費は、別紙通所リハビリテーション利用料（１２頁）をご参照ください。
- * リハビリテーション提供体制費として、１日につき下記料金が加算されます。
 - ・ ７時間以上８時間未満 …………… ３０円又は５９円又は８９円
 - ・ ６時間以上７時間未満 …………… ２６円又は５１円又は７６円
 - ・ ５時間以上６時間未満 …………… ２２円又は４３円又は６４円
 - ・ ４時間以上５時間未満 …………… １７円又は３４円又は５１円
 - ・ ３時間以上４時間未満 …………… １３円又は２６円又は３８円
- * 通所リハビリテーション計画上、入浴介助を行うこととなっている場合は、１日につき４３円又は８５円又は１２７円が加算されます。また、利用者の居宅を訪問し、浴室の環境等を評価した場合は、１日につき６４円又は１２７円又は１９０円が加算されます。
- * リハビリテーションマネジメント費として、１月につき下記料金が加算されます。
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算１（リハビリテーション会議を開催し、必要に応じて通所リハビリテーション計画の見直しを行った場合）
 - ◇ 利用者の同意を得た月から６月以内：５９１円又は１，１８２円又は１，７７３円
 - ◇ 利用者の同意を得た月から６月超え：２５４円又は５０７円又は７６０円
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算２（リハビリテーションマネジメント加算１の条件を満たし、計画書等の情報を厚労省に提出した場合）
 - ◇ 利用者の同意を得た月から６月以内：６２６円又は１，２５２円又は１，８７７円
 - ◇ 利用者の同意を得た月から６月超え：２８８円又は５７６円又は８６４円
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算３（リハビリテーションマネジメント加算１及び２の条件を満たし、栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行った場合）
 - ◇ 利用者の同意を得た月から６月以内：８３７円又は１，６７４円又は２，５１０円

- ◇ 利用者の同意を得た月から6月超え：499円又は998円又は1,497円
- ・ 医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合、リハビリテーションマネジメント加算4として、285円又は570円又は855円が加算されます。
- * 短期集中個別リハビリテーションを実施した場合は、1日につき116円又は232円又は348円が加算されます。
- * 認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合は、1日につき254円又は507円又は760円が加算されます。さらに、居宅を訪問し、利用者の生活環境に対応した通所リハビリテーション計画を作成した場合は、1月につき2,026円又は4,052円又は6,077円が加算されます。
- * 生活行為向上リハビリテーションを実施した場合は、1月につき、開始月から6月以内については1,319円又は2,638円又は3,957円が加算されます。
- * 若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合は、若年性認知症利用者受入費として、1日につき64円又は127円又は190円が加算されます。
- * 栄養改善サービスを提供した場合は、月2回を限度とし、1回につき211円又は422円又は633円が加算されます。
- * 口腔・栄養スクリーニングを実施した場合は、6月につき6円又は11円又は16円が加算されます。また、口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行った場合は、6月につき22円又は43円又は64円が加算されます。
- * 口腔機能向上サービスを提供した場合は、月2回を限度とし、1回につき159円又は317円又は475円が加算されます。また、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションマネジメント加算を算定した場合は、月2回を限度とし、1回につき164円又は327円又は1,144円が、リハビリテーションマネジメント加算を算定しない場合は、2月を限度とし、1回につき169円又は338円又は507円が加算されます。
- * 要介護3～5であり、手厚い医療が必要な利用者に対して、医学的管理のもと、必要な処置を行った場合は、重度療養管理費として、1日につき106円又は211円又は317円が加算されます。
- * 利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出した場合は、科学的介護推進体制費として、1月につき43円又は85円又は127円が加算されます。
- * ご自宅と当施設との間の送迎を行わない場合には、片道につき50円又は99円又は149円が減算されます。
- * 退院時共同指導を行った後に、通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、633円又は1,266円又は1,899円が加算されます。
- * サービス提供体制強化費として、1日につき24円又は47円又は70円が加算されます。
- * 介護職員処遇改善費として、保険給付の自己負担額の11.1%が加算されます。
- * 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が、前年度平均の5%以上生じた場合は、基本報酬の3%が加算されます。

3. 利用料

- ①食費（1日当たり） 660円
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
- ②日用品費、教養娯楽費（1日当たり） 150円
日用品費は、石鹸、シャンプーやおしぼり等の費用であり、教養娯楽費は、クラブやレクリエーション等で使用する折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等の遊具、DVDソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ③おやつ代（1日当たり） 150円（内消費税11円）
おやつを希望される場合にお支払いいただきます。
- ④おむつ代 その都度実費をいただきます。
利用者の身体状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑤理美容代 その都度実費をいただきます。
介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーション実施前、もしくは、実施後に理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。（介護予防通所リハビリテーションまたは通所リハビリテーション実施時間中に理美容のご利用はできません。）
- ⑥その他の費用 その都度実費をいただきます。

介護予防通所リハビリテーション利用料

○利用料のご説明（一月当たりお一人様）＜地域加算を含みます＞

		1割	2割	3割
介護保険一部負担分	要支援1	2, 393円	4, 786円	7, 179円
	要支援2	4, 461円	8, 921円	13, 382円
	生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始月より6月以内）	593円	1, 186円	1, 779円
	若年性認知症利用者受入加算	254円	507円	760円
	利用開始より12月を超えた場合	要支援1	－127円	－380円
		要支援2	－254円	－760円
	退院時共同指導加算	633円	1, 266円	1, 899円
	栄養アセスメント加算	53円	106円	159円
	栄養改善加算	211円	422円	633円
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	22円／6月	43円／6月	64円／6月
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6円／6月	11円／6月	16円／6月
	口腔機能向上加算Ⅰ	159円	317円	475円
	口腔機能向上加算Ⅱ	169円	338円	507円
	一体的サービス提供加算	507円	1, 013円	1, 520円
	科学的介護推進体制加算	43円	85円	127円
	サービス提供体制強化加算（要支援1）	93円	186円	279円
	サービス提供体制強化加算（要支援2）	186円	372円	557円
	介護職員処遇改善加算	介護給付費の11.1%加算		
自己負担分	食費	660円		
	日用品費・教養娯楽費	150円		
	おやつ代	150円（内消費税11円）		

※ 特段の事情により、介護保険一部負担金が上記金額とならない場合がございます。

※ 介護職員処遇改善加算は、加算項目の有無により変動いたします。

※ 日用品費の内訳：シャンプー、リンス、石鹸、おしぼり、その他

※ 教養娯楽費の内訳：筆記用具、ゲーム、行事費、その他工作等必要物品

通所リハビリテーション利用料

○利用料のご説明（一日当たりお一人様）＜地域加算を含みます＞

介護保険一部負担金		7 時間以上 8 時間未満			6 時間以上 7 時間未満			5 時間以上 6 時間未満		
	負担割合	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
	要介護 1	804 円	1,608 円	2,412 円	755 円	1,509 円	2,263 円	657 円	1,313 円	1,969 円
	要介護 2	953 円	1,906 円	2,858 円	897 円	1,794 円	2,691 円	779 円	1,557 円	2,336 円
	要介護 3	1,104 円	2,207 円	3,311 円	1,035 円	2,070 円	3,105 円	899 円	1,798 円	2,697 円
	要介護 4	1,282 円	2,564 円	3,846 円	1,200 円	2,399 円	3,599 円	1,042 円	2,083 円	3,124 円
	要介護 5	1,455 円	2,910 円	4,365 円	1,361 円	2,722 円	4,083 円	1,182 円	2,364 円	3,545 円
		4 時間以上 5 時間未満			3 時間以上 4 時間未満			2 時間以上 3 時間未満		
	負担割合	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
	要介護 1	584 円	1,167 円	1,751 円	513 円	1,026 円	1,539 円	404 円	808 円	1,212 円
	要介護 2	678 円	1,355 円	2,032 円	596 円	1,192 円	1,788 円	464 円	927 円	1,390 円
	要介護 3	771 円	1,541 円	2,311 円	679 円	1,357 円	2,035 円	526 円	1,051 円	1,576 円
	要介護 4	891 円	1,781 円	2,672 円	784 円	1,568 円	2,352 円	586 円	1,171 円	1,757 円
	要介護 5	1,010 円	2,020 円	3,029 円	889 円	1,777 円	2,665 円	646 円	1,292 円	1,937 円
		1 時間以上 2 時間未満								
	負担割合	1 割	2 割	3 割						
	要介護 1	390 円	779 円	1,168 円						
	要介護 2	420 円	840 円	1,260 円						
	要介護 3	453 円	905 円	1,358 円						
	要介護 4	484 円	967 円	1,450 円						
	要介護 5	518 円	1,036 円	1,554 円						
		負担割合			1 割		2 割		3 割	
	リハビリテーション 提供体制加算	7 時間以上 8 時間未満			30 円		59 円		89 円	
		6 時間以上 7 時間未満			26 円		51 円		76 円	
		5 時間以上 6 時間未満			22 円		43 円		64 円	
		4 時間以上 5 時間未満			17 円		34 円		51 円	
		3 時間以上 4 時間未満			13 円		26 円		38 円	
	入浴介助加算Ⅰ				43 円		85 円		127 円	
	入浴介助加算Ⅱ				64 円		127 円		190 円	
	リハビリテーション マネジメント加算 1	利用者の同意を得た日より 6 月以内			591 円／月		1,182 円／月		1,773 円／月	
6 月超え			254 円／月		507 円／月		760 円／月			
リハビリテーション マネジメント加算 2	利用者の同意を得た日より 6 月以内			626 円／月		1,252 円／月		1,877 円／月		
	6 月超え			288 円／月		576 円／月		864 円／月		
リハビリテーション マネジメント加算 3	利用者の同意を得た日より 6 月以内			837 円／月		1,674 円／月		2,510 円／月		
	6 月超え			499 円／月		998 円／月		1,497 円／月		
短期集中個別リハビリテーション実施加算				116 円		232 円		348 円		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ				254 円		507 円		760 円		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ				2,026 円／月		4,052 円／月		6,077 円／月		
生活行為向上 リハビリテーション実施加算		開始月より 6 月以内		1,319 円／月		2,638 円／月		3,957 円／月		
若年性認知症利用者受入加算				64 円		127 円		190 円		
栄養改善加算				211 円		422 円		633 円		

	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	22 円／ 6 月	43 円／ 6 月	64 円／ 6 月
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6 円／ 6 月	11 円／ 6 月	16 円／ 6 月
	口腔機能向上加算Ⅰ（月 2 回まで）	159 円	317 円	475 円
	口腔機能向上加算Ⅱイ（月 2 回まで）	164 円	327 円	491 円
	口腔機能向上加算Ⅱロ（月 2 回まで）	169 円	338 円	507 円
	重度療養管理加算	106 円	211 円	317 円
	科学的介護推進体制加算	43 円／月	85 円／月	127 円／月
	送迎減算（片道）	50 円	99 円	149 円
	退院時共同指導加算	633 円	1,266 円	1,899 円
	サービス提供体制強化加算	24 円	47 円	70 円
	介護職員処遇改善加算	介護給付費の 11.1 % 加算		
	感染症又は災害の発生のため減少した場合	基本報酬の 3 % 加算		
自己負担分	食費	660 円		
	日用品費・教養娯楽費	150 円		
	おやつ代	150 円（内消費税 11 円）		

※ 介護報酬の計算方法により、小数点以下を切り捨て又は切り上げをいたします。よって、上記金額×日数とならない場合がございます。また、特段の事情により、介護保険一部負担金が上記金額とならない場合がございます。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、加算項目の有無により変動いたします。

※ 日用品費の内訳：シャンプー、リンス、石鹸、おしぼり、その他

※ 教養娯楽費の内訳：筆記用具、ゲーム、行事費、その他工作等必要物品